

東三河県庁（仮称）の設置について

（１）東三河県庁（仮称）設置のねらい

愛知県全体のさらなる飛躍には、ポテンシャル豊かな「東三河」の発展（振興）が重要
→ 地域資源を活かした振興施策推進の「核」として、東三河県庁（仮称）が地域を牽引

（２）これまでの主な取組

庁内の検討組織として永田副知事をリーダーとするプロジェクトチームを設置

- 東三河県庁（仮称）設置プロジェクトチーム会議（４月・８月）
- 庁内関係部局への意見照会及びヒアリング（５月～６月）

【プロジェクトチーム】

- ・リーダー：永田副知事
- ・本庁チーム：総務部長を副リーダーに東三河地域に地方機関がある部局の主管課長及び関係課長（２２課）
- ・東三河チーム：新城設楽山村振興事務所長及び東三河県民事務所長を副リーダーに東三河地域にある地方機関の長（１６機関）

市町村長、経済界、各種団体、有識者、県議会議員など地元の各界から幅広く意見を聴取

- 「東三河の市町村長と知事との意見交換会」（３月）
- 「東三河商工会議所商工会正副会頭会長会議」における知事との意見交換（４月）
- 東三河の市町村長と永田副知事による「東三河県庁（仮称）設置に向けた意見交換会」（５月）
- 東三河の各種団体（地元法人会・医師会・行政書士会・農業団体等）へ文書による意見聴取（５月）
- 東三河の経済団体（商工会議所、商工会）と地元県民事務所長、山村振興事務所長等との意見交換（６月）
- 「東三河県庁（仮称）設置に向けたアドバイザリーボード」（第１回）（６月）
- 東三河県庁（仮称）の設置に向けた地元県議会議員との懇談会（７月）

(3) 地元からの主な意見等

組織・権限・財源の取扱い、ビジョン策定、観光振興、基盤整備、過疎対策などについて意見・要望等が出された。

< 組織・権限・財源 >

- 東三河8市町村共通の意見として、東三河県庁に対する「予算」と「権限」の移譲。
- 東三河県庁には県職員だけでなく市町村、民間人、国からも出向を求めるなど横断的な組織にするとよい。
- 基本的にすべての権限を東三河の地方機関に下ろして欲しい。また、地方機関の「横の連携」が不足している。
- 東三河県庁を単なる県の組織の再編ではなく、自治のあり方として捉えるべき。
- 自然公園・福祉施設等の各種許認可、都市計画決定等の権限を東三河県庁に移譲。
- 地方機関は、制度上の決定権を持っているかもしれないが、実質的な決定権がない。

< ビジョン策定 >

- 東三河県庁の役割の一つはビジョンの策定であり、関係自治体や産業界、大学など官民協働での検討が必要。
- ポテンシャルの高い東三河を発展させていくにはビジョンづくりが重要。

< 観光振興 >

- 東三河に色々な観光資源があるので、県の観光行政の軸足を東三河県庁に置いて欲しい。

< 基盤整備 >

- 西高東低の解消を狙いとするなら、インフラ整備を期待する。
- 東三河県庁ができたことで道路整備が進んだというように成果が見える形で示して欲しい。

< 過疎対策 >

- 東三河県庁の設置に伴い奥三河地域の地方機関が撤退することのないように。
- 過疎地域に対する支援策などを盛り込んだ「愛知県過疎地域振興条例(仮称)」の制定をお願いしたい。

< その他 >

- 共通認識できるたたき台が示されないため、「東三河県庁」という言葉が独り歩きしている。
- 東三河県庁が推進すべきは、東三河8市町村と県との「広域連合」体制の構築。
- 市町村と東三河県庁との「協議の場」が欲しい。